

平成28年度 宮崎県育英資金・在学採用募集要項

〔大学・短期大学・専修学校（専門課程）奨学生〕

1 宮崎県育英資金の目的

将来有能な人材を育成するため、向学心に富み、優れた素質を有しながら経済的理由により修学が困難な学生又は生徒に対して、奨学金を貸与する制度です。

※卒業した奨学生から返還された育英資金が、次の奨学生に貸与されますので大学等を卒業後には、必ず返還しなければなりません。

※申込む皆様は、この募集要項をしっかりと読んでいただき、御家族の方とよく相談して申請してください。

2 申込者の資格

次の3つの条件を全て満たし、大学等が推薦する方とします。

- (1) 本人の生計を主として維持する方が宮崎県内に居住していること。
- (2) 本人が大学（短期大学を含む）又は、専修学校（専門課程）に在学していること。
- (3) 向学心に富み優れた素質を有しながら、経済的理由により修学が困難であること。

3 募集時期 3月下旬～4月下旬 （詳しくは在学する学校におたずねください。）

4 採用予定人数 予算の範囲内

※宮崎県育英資金は、限られた予算の範囲内で実施しているため、採用人数が非常に少なくなっています。

申請をする場合は、日本学生支援機構等、他の奨学金制度の利用をよく検討した上で、必ず併せて申請するようにしてください。

5 貸与期間 平成28年4月から、在学する学校の正規の修業年限の範囲内。

6 貸与月額

育英資金の種類、学校及び通学方法の別に次の3つの区分から選択できます。

(円)

国公立大学（短大含む） 国公立専修学校専門課程		私立大学（短大を除く）		私立短期大学 私立専修学校専門課程	
自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
44,000	50,000	53,000	63,000	52,000	59,000
33,000	38,000	40,000	48,000	39,000	45,000
22,000	25,000	27,000	32,000	26,000	30,000

※ 貸与決定後に貸与月額変更を希望する場合は、貸与月額変更申請が必要です。

7 申込の手続

(1) 申込の手続について

宮崎県育英資金に関する手続きは、申請から貸与期間が終了するまで、すべて学校を通して行います。

(2) 個人情報について

この宮崎県育英資金の募集に伴い収集した個人情報は、本育英資金事務のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

(3) 申込みに必要な書類

【申請者が作成・準備】

① 育英資金貸与申請書

② 「育英資金貸与申請願」 (本人記入用)

③ 本籍及び筆頭者の記載がある住民票 (同一世帯全員分)

※大学等進学により別居している兄弟姉妹についても、同一世帯の場合は必要。

④ 収入に関する証明書

※同一生計の者全員分 (ただし、就学者、未就学児、無職の者を除きます)。

※申請日現在で働いているか無職かの別、働いている場合は就職・転職・開業等の時期により収入に関する証明書が異なります。詳細はP. 4を参照してください。

⑤ その他の証明書

下表に示す特定の事情がある世帯の場合、その内容を証明できる書類を添付してください。ただし、当該特定の事情を理由とする特別控除額を算定しない場合は添付不要です。

	内 容	必 要 な 証 明 書 等
1	障がいのある人のいる世帯	身体障害者手帳 (写し) ・療育手帳 (写し) 等
2	長期療養を要する人のいる世帯	医師の診断証明書、領収書 (写し) 等
3	災害等の被害を受けた世帯	り災証明書 (写し)
4	主たる生計維持者が別居している世帯	1か月分の住居費、光熱水費の領収書等 (写し)
5	家族構成が通常と異なり特に理由を明らかにする必要がある世帯	民生委員の証明書、申立書、その他内容が確認できる書類等

<注> 県教育委員会が選考上必要と認めた場合には、上記以外にも必要な書類の提出を求められることがあります。

【在学する大学等が作成】

⑥ 「推薦調書」

申込に必要な書類の注意事項

- ①③④…同居しているが別生計の祖父母又は、既に勤めている本人の兄弟姉妹が別生計である場合は、同居していても別世帯とみなしますので、①への記入及び③④の提出は不要です。
- ④… p. 4を参照して必要な書類を提出してください（コピー可）。
なお、申請時期に市町村で発行される所得証明書は、平成26年分の状況の証明ですので不可です。

(4) 提出期限

申請書は学校の指示に従い、各学校の期限までに提出してください。
期限を過ぎると受け付けられませんので遅れないように注意してください。

8 選考方法・採否決定の時期

- (1) 家計状況・成績等を参考に判定の上、選考します。
- (2) 採用・不採用決定の通知は、平成28年7月頃（予定）に学校を通じて送付します。
- (3) 決定通知を受領し、「借用証書」等の必要書類の提出が完了した後、正式に貸与を受けることとなります。

※申請者が多い場合は、基準を満たしていても採用とならないことがあります。

収入等に関する証明書及び申請書への記載方法

	収入状態	所得の算定に必要な証明書	申請書への記載方法	備考
申請日現在で働いている場合	給与を受けている 平成27年1月2日以降に就職・転職なし	平成27年分源泉徴収票のコピー (勤務先から平成28年1月に交付) ・紛失した場合は、勤務先に再発行を依頼して再交付を受ける。 ・2箇所以上から給与を得ている場合は、※注1を参照。	・源泉徴収票の「支払金額」欄の金額を1万円未満切捨てて記入。	注1
	平成27年1月2日以降に就職・転職あり	年収見込証明書(勤務先の印のあるもの)あるいは、 新勤務先の3か月以上の給与明細書コピー ※旧勤務先の証明書は不要。 ※注2参照。	・年収見込証明書 〔年収見込額を1万円未満切捨てて記入。〕 ・給与明細書 〔年収を推算して1万円未満切捨てて記入。〕 ※注3、4参照	注2、3、4
	商店・工場・農業等の経営等の経営者で確定申告をしている	平成27年1月2日以降に廃業等なし 確定申告書(第一表と第二表)(控)のコピー あるいは 市町村県民税申告書(控)のコピー (平成28年2月～3月に確定申告したもの) ※注5参照	・「収入金額等」欄の、給与、雑(公的年金等)と、その他(事業(営業等・農業)等)は、申請書の行を分けて(2行を使って記入) ・1万円未満切捨てて記入。	注5
	平成27年1月2日以降に開業等あり	帳簿等のコピー ※注2参照	・収入(売上)金額から必要経費を差し引いて所得を推算し、所得金額欄(太線の外側)に1万円未満切捨てて記入。 【推算例】月額平均×12 ※注4参照	注2、4
	傷病手当金受給中	傷病手当金通知書のコピー	・年額を推計して、収入・売上金額欄に1万円未満切捨てて記入。 ※注3、4 ※給与も支給されている場合は、求職中の年収見込証明書又は給与明細のコピーでも添付し、合算。	注3、4
	その他の収入がある	確定申告書(第一表と第二表)(控)のコピー あるいは 市町村県民税申告書(控)のコピー (平成28年2月～3月に確定申告したもの) ※注6参照。	・それぞれの収入を得るための必要経費(専従者給与を含む。)を要したときは、収入金額からその必要経費を差し引いて記入。	注6
	上記のほか年金受給中(※遺族年金を含む)	上記の必要な証明書に加え、 年金振込通知書のコピー あるいは、 年金額改定通知書のコピー	・年額を収入・売上金額欄に1万円未満切捨てて記入。	
申請日現在で働いていない場合	雇用保険基本手当(失業給付)受給中	雇用保険受給資格者証のコピー(両面)	・注7に記載の計算式により算出し、収入・売上金額の欄に1万円未満切捨てて記入。	注7
	年金受給中(※遺族年金含む)	年金振込通知書のコピー あるいは 年金額改定通知書のコピー	・年額を収入・売上金額欄に1万円未満切捨てて記入。	
	平成27年1月以降に退職し、その後無職・無収入	退職したことが確認できる書類(参考様式 退職証明書)		
	無職(専業主婦等)	[必要書類はありません。]	・「所得の種類」に無職と記入し、収入・売上金額欄に〇と記入。(空欄は不可)	
	その他	上記に該当しない事例につきましては宮崎県教育庁財務福利課又は在学する学校の奨学金担当者へ御相談ください。		

※注1～7については、p.5を確認してください。

収入に関する証明書について (P.4) の注意事項

注1	<ul style="list-style-type: none"> ・同一人物で2箇所以上から給与を得ているため確定申告をした場合は、源泉徴収票の代わりとして確定申告書(控)のコピーを提出することも可としています。その際は、確定申告書の収入金額等欄の給与額を収入・売上金額欄に記入してください。
注2	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年1月2日以降に家計の状況に変更(就職・転職等)があった場合、源泉徴収票あるいは確定申告書(控)のコピーでは現在の家計状況を証明できないため、年収見込証明書又は新勤務先の3か月以上の給与明細のコピーを提出してください。
注3	<ul style="list-style-type: none"> ・年額を推算することが困難な場合は、「$\text{年収} = \text{月収} \times 12$ (賞与等がある場合はその換算月数を含む)」として算定してください。
注4	<ul style="list-style-type: none"> ・推算した場合は、その積算方法(計算式)を証明書類等の余白に明記(手書き可)してください。
注5	<ul style="list-style-type: none"> ・「報酬料金、契約金及び賞金の支払調書」を税務署に提出された場合でも、確定申告書(控)のコピーの提出により確認ができますので、別途ほかの書類の提出等は不要です。
注6	<ul style="list-style-type: none"> ・給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業(開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、税理士等)によって収入を得ている場合及び利子、配当、家賃、地代、内職収入、生活保護による扶助費、失業給付金等の収入がある場合は提出してください。
注7	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の計算式で積算してください。 <p>【計算式】 $(\text{基本手当日額} \times \text{所定給付日数}) - \text{平成27年12月以前の給付額}$</p>

9 借用証書

採用決定後に貸与を受けるためには、借用証書等を提出する必要があります。
なお、借用証書には、**連帯保証人2名の記名・押印等が必要**です（提出は、平成28年7月頃）。

- | |
|--|
| <p>① 第一連帯保証人
父又は母（父又は母がいない場合はそれに代わる方）
（貸与決定時に、「印鑑登録証明書」の提出が必要）</p> <p>② 第二連帯保証人
父又は母とは別に独立して生計を営み、債務を保証する能力がある方
（貸与決定時に、「住民票・印鑑登録証明書・所得証明書」の提出が必要）</p> <p>※<u>父母は、別生計であっても、原則として第二連帯保証人になることはできません。</u></p> <p>※<u>貸与申請時に同一生計として申請している方は、第二連帯保証人になることはできません。</u></p> |
|--|

【連帯保証人になることができない人】

- ・自己破産者及び手続中の人
- ・連帯保証人としての責任と保証債務を理解していない人

10 送金

初年度に限り、第1回目は8月下旬（4月～9月分）に送金します。
その後は、10月、1月に送金します。
翌年からは、4月・7月・10月・1月の年4回に分けて送金します。

送金にあたっての留意点

借用証書等の書類が、期日までに提出されない場合や、提出されても内容に不備がある場合は、**送金が遅れることがあります。**

10 返還と滞納

(1) 返還

貸与終了後（卒業等）6か月経過後から返還が始まり、貸与を受けた期間の4倍の期間以内（2.0年を限度）に貸与金額のすべてを返還しなければなりません。

ただし、大学等を卒業後、進学する等の理由がある場合は、返還猶予（返還の先延ばし）をすることができます。

(2) 滞納

育英資金は無利息ですが、返還開始後、納入期限までに返還を行わなかった時は、年7.6%の割合で延滞利息を支払わなければなりません。

なお、滞納が続いた場合、貸与総額の一括返還を請求し、裁判所へ支払い督促を申し立てます。最終的には強制執行の手続きを行うこととなりますので卒業後の返還計画もしっかり立ててください。

（「貸与月額と返還例」について、P.7-8の表を確認してください。）

※高等学校等で貸与を受けた方が、大学・専修学校でも宮崎県育英資金の貸与を受け、大学等への在学等を理由に高校分の返還猶予申請を行った場合は大学等を卒業した後に高校分と大学分の返還が始まります。（次の例を参照。）

なお、返還猶予申請は毎年度必要となります。

【高校は自宅通学・大学は自宅外通学の場合の返還の例】

①公立高校→国公立大学の場合

公立高校3年間 総額 648,000円	→	返還額 1か月 4,500円 (12年間)
国立大学4年間 総額 2,400,000円	→	〃 12,500円 (16年間)
		合計 17,000円

②私立高校→私立大学の場合

私立高校3年間 総額 1,080,000円	→	返還額 1か月 7,500円 (12年間)
私立大学4年間 総額 3,024,000円	→	〃 15,750円 (16年間)
		合計 23,250円

※1か月あたりの返還額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てて最終月で調整します。

※高校等在学時に貸与を受けた育英資金の返還を、大学等へ進学後、在学を理由に毎年度返還猶予をした場合、高校分の返還は大学等卒業（貸与期間満了）後の4月から開始となります。また、大学等分の返還は卒業後6か月経過した10月から開始となります。

貸与月額と返還例

※1 貸与年数は、在学する学校の修業年限の範囲内です。

※2 返還年数は、貸与期間の4倍(その期間が20年を超える場合は、20年)の期間内で(借用証書作成時に)選択できます。

※3 返還月額欄の、100円未満の額については、切り捨てて最終月で調整します。

国公立の大学・短期大学・専修学校専門課程

貸与年数(年)	通学	貸与			返還						
		貸与月額(円)	貸与月数(月)	貸与総額(円)	返還年数(年)※ ₂	年賦		半年賦		月賦	
						年間の返還回数(回)	返還年額(円)	年間の返還回数(回)	1回あたりの返還額(円)	年間の返還回数(回)	返還月額(円)※ ₃
2	自宅	44,000	24	1,056,000	8	1	132,000	2	66,000	12	11,000
		33,000	24	792,000	8	1	99,000	2	49,500	12	8,250
		22,000	24	528,000	8	1	66,000	2	33,000	12	5,500
	自宅外	50,000	24	1,200,000	8	1	150,000	2	75,000	12	12,500
		38,000	24	912,000	8	1	114,000	2	57,000	12	9,500
		25,000	24	600,000	8	1	75,000	2	37,500	12	6,250
3	自宅	44,000	36	1,584,000	12	1	132,000	2	66,000	12	11,000
		33,000	36	1,188,000	12	1	99,000	2	49,500	12	8,250
		22,000	36	792,000	12	1	66,000	2	33,000	12	5,500
	自宅外	50,000	36	1,800,000	12	1	150,000	2	75,000	12	12,500
		38,000	36	1,368,000	12	1	114,000	2	57,000	12	9,500
		25,000	36	900,000	12	1	75,000	2	37,500	12	6,250
4	自宅	44,000	48	2,112,000	16	1	132,000	2	66,000	12	11,000
		33,000	48	1,584,000	16	1	99,000	2	49,500	12	8,250
		22,000	48	1,056,000	16	1	66,000	2	33,000	12	5,500
	自宅外	50,000	48	2,400,000	16	1	150,000	2	75,000	12	12,500
		38,000	48	1,824,000	16	1	114,000	2	57,000	12	9,500
		25,000	48	1,200,000	16	1	75,000	2	37,500	12	6,250
5	自宅	44,000	60	2,640,000	20	1	132,000	2	66,000	12	11,000
		33,000	60	1,980,000	20	1	99,000	2	49,500	12	8,250
		22,000	60	1,320,000	20	1	66,000	2	33,000	12	5,500
	自宅外	50,000	60	3,000,000	20	1	150,000	2	75,000	12	12,500
		38,000	60	2,280,000	20	1	114,000	2	57,000	12	9,500
		25,000	60	1,500,000	20	1	75,000	2	37,500	12	6,250
6	自宅	44,000	72	3,168,000	20	1	158,400	2	79,200	12	13,200
		33,000	72	2,376,000	20	1	118,800	2	59,400	12	9,900
		22,000	72	1,584,000	20	1	79,200	2	39,600	12	6,600
	自宅外	50,000	72	3,600,000	20	1	180,000	2	90,000	12	15,000
		38,000	72	2,736,000	20	1	136,800	2	68,400	12	11,400
		25,000	72	1,800,000	20	1	90,000	2	45,000	12	7,500

貸与月額と返還例

※1 貸与年数は、在学する学校の修業年限の範囲内です。

※2 返還年数は、貸与期間の4倍(その期間が20年を超える場合は、20年)の期間内で(借用証書作成時に)選択できます。

※3 返還月額欄の、100円未満の額については、切り捨てて最終月で調整します。

私立大学											
貸与年数 (年)	通学	貸与			返還						
		貸与月額(円)	貸与月数(月)	貸与総額(円)	返還年数 (年) ※2	年賦		半年賦		月賦	
						年間の返還回数 (回)	返還年額 (円)	年間の返還回数 (回)	1回あたりの返還額 (円)	年間の返還回数 (回)	返還月額 (円)※3
4	自宅	53,000	48	2,544,000	16	1	159,000	2	79,500	12	13,250
		40,000	48	1,920,000	16	1	120,000	2	60,000	12	10,000
		27,000	48	1,296,000	16	1	81,000	2	40,500	12	6,750
	自宅外	63,000	48	3,024,000	16	1	189,000	2	94,500	12	15,750
		48,000	48	2,304,000	16	1	144,000	2	72,000	12	12,000
		32,000	48	1,536,000	16	1	96,000	2	48,000	12	8,000
5	自宅	53,000	60	3,180,000	20	1	159,000	2	79,500	12	13,250
		40,000	60	2,400,000	20	1	120,000	2	60,000	12	10,000
		27,000	60	1,620,000	20	1	81,000	2	40,500	12	6,750
	自宅外	63,000	60	3,780,000	20	1	189,000	2	94,500	12	15,750
		48,000	60	2,880,000	20	1	144,000	2	72,000	12	12,000
		32,000	60	1,920,000	20	1	96,000	2	48,000	12	8,000
6	自宅	53,000	72	3,816,000	20	1	190,800	2	95,400	12	15,900
		40,000	72	2,880,000	20	1	144,000	2	72,000	12	12,000
		27,000	72	1,944,000	20	1	97,200	2	48,600	12	8,100
	自宅外	63,000	72	4,536,000	20	1	226,800	2	113,400	12	18,900
		48,000	72	3,456,000	20	1	172,800	2	86,400	12	14,400
		32,000	72	2,304,000	20	1	115,200	2	57,600	12	9,600

貸与月額と返還例

私立の短期大学・専修学校専門課程

貸与年数 (年)	通学	貸与			返還						
		貸与月額(円)	貸与月数(月)	貸与総額(円)	返還年数 (年) ※2	年賦		半年賦		月賦	
						年間の返還回数 (回)	返還年額 (円)	年間の返還回数 (回)	1回あたりの返還額 (円)	年間の返還回数 (回)	返還月額 (円)※3
1	自宅	52,000	12	624,000	4	1	156,000	2	78,000	12	13,000
		39,000	12	468,000	4	1	117,000	2	58,500	12	9,750
		26,000	12	312,000	4	1	78,000	2	39,000	12	6,500
	自宅外	59,000	12	708,000	4	1	177,000	2	88,500	12	14,750
		45,000	12	540,000	4	1	135,000	2	67,500	12	11,250
		30,000	12	360,000	4	1	90,000	2	45,000	12	7,500
2	自宅	52,000	24	1,248,000	8	1	156,000	2	78,000	12	13,000
		39,000	24	936,000	8	1	117,000	2	58,500	12	9,750
		26,000	24	624,000	8	1	78,000	2	39,000	12	6,500
	自宅外	59,000	24	1,416,000	8	1	177,000	2	88,500	12	14,750
		45,000	24	1,080,000	8	1	135,000	2	67,500	12	11,250
		30,000	24	720,000	8	1	90,000	2	45,000	12	7,500
3	自宅	52,000	36	1,872,000	12	1	156,000	2	78,000	12	13,000
		39,000	36	1,404,000	12	1	117,000	2	58,500	12	9,750
		26,000	36	936,000	12	1	78,000	2	39,000	12	6,500
	自宅外	59,000	36	2,124,000	12	1	177,000	2	88,500	12	14,750
		45,000	36	1,620,000	12	1	135,000	2	67,500	12	11,250
		30,000	36	1,080,000	12	1	90,000	2	45,000	12	7,500

育英資金貸与申請書記入上の注意 (大学等)

育英資金貸与申請書は、下記の注意点と記入例を参考にして、正確に記入してください。
 なお、申請者が記入する欄は、太線（——）で囲んである部分です。

育英資金の種類及び区分の欄	該当するものを○で囲む。 「自宅外通学」で、「自宅」区分での月額を希望する場合は、「自宅」に○する。																																				
希望する貸与月額	育英資金の種類及び区分に応じて、次の表から選択する。 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">(単位：円)</div> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="6">一般育英資金</th> </tr> <tr> <th colspan="2">国公立大学 (短大含む) 国公立専修学校専門課程</th> <th colspan="2">私立大学 (短大除く)</th> <th colspan="2">私立短期大学 私立専修学校専門課程</th> </tr> <tr> <th>自宅</th> <th>自宅外</th> <th>自宅</th> <th>自宅外</th> <th>自宅</th> <th>自宅外</th> </tr> <tr> <td>44,000</td> <td>50,000</td> <td>53,000</td> <td>63,000</td> <td>52,000</td> <td>59,000</td> </tr> <tr> <td>33,000</td> <td>38,000</td> <td>40,000</td> <td>48,000</td> <td>39,000</td> <td>45,000</td> </tr> <tr> <td>22,000</td> <td>25,000</td> <td>27,000</td> <td>32,000</td> <td>26,000</td> <td>30,000</td> </tr> </table>	一般育英資金						国公立大学 (短大含む) 国公立専修学校専門課程		私立大学 (短大除く)		私立短期大学 私立専修学校専門課程		自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	44,000	50,000	53,000	63,000	52,000	59,000	33,000	38,000	40,000	48,000	39,000	45,000	22,000	25,000	27,000	32,000	26,000	30,000
一般育英資金																																					
国公立大学 (短大含む) 国公立専修学校専門課程		私立大学 (短大除く)		私立短期大学 私立専修学校専門課程																																	
自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外																																
44,000	50,000	53,000	63,000	52,000	59,000																																
33,000	38,000	40,000	48,000	39,000	45,000																																
22,000	25,000	27,000	32,000	26,000	30,000																																
学部・学科	学部名又は、学科名を記入。(該当がない場合は記入しない。)																																				
学年・修業年限	学年は申請時の学年、修業年限には在学する学校の標準修業年限を記入する。																																				
氏名・生年月日	フリガナは正確に、生年月日は和暦で記入し、押印する。																																				
保証人(保護者等)	保護者(父母、又はそれに代わる人)の氏名を記入し、押印する。 *自己破産をされた方や、保証債務・責任等を理解していない方は、保証人になることはできません。																																				
本人・保証人の住所	*アパート等については、棟・部屋番号まで記入すること。(同居の場合は「同上」) *保護者が単身赴任等で別居している場合は、家族の住所を記入する。 <u>*本人が寮生である場合、下宿をしている場合等は、寮又は下宿先の住所を記入する。</u> *電話番号は必ず記入すること。																																				
申請理由	*家庭状況などを具体的に記入すること。 *本人及び本人と同世帯の家族が、障がいのある方、長期療養者である場合、又は、火災、風水害、盗難などの被害を受けた場合は、その旨を記入するとともに、その事実を証明するものを添付すること。																																				
同一生計の家族	*「就学者以外の家族」と「就学者」に分けて記入する。(この欄に本人は記入しない) <u>*生計を一にしない祖父母、既に勤めていて生計を一にしない同居の兄弟姉妹は記入しない。</u> *同居、別居欄は、保証人(保護者等)の居住時との関係で該当箇所を○で囲む。 保証人が一時的に別居している時は、他の家族が生活の拠点としている居住地との関係で記入する。																																				
所得の種類	*所得の種類欄は「給与」、「年金等」、「事業(営業)」、「事業(営業以外)」、「不動産」、「利子」、「配当」、「その他」の区分で該当するものを記入する。 ※「給与」とは、給料・賃金・役員報酬・賞与等の収入のこと。 ※「事業(営業)」とは、自営業・商工業・保険外交員・税理士等によって得ている収入のこと。 ※「事業(営業以外)」とは、農業・漁業等によって得ている収入のこと。 ※「不動産」とは、土地や建物等の貸付による収入のこと。 ※「その他」とは失業給付金等の収入のこと。																																				
収入・売上金額	*収入・売上金額欄は、申請年の前年分の収入金額を記入する。 ○給与・年金収入者 ~ 源泉徴収票の支払金額 ○給与・年金収入以外 ~ 確定申告書の収入金額又は売上金額 ○同一人で2種類以上の所得があるときは、上下に区分して記入する。 (いずれも給与・年金収入の場合は、合計した金額を記入すること) ○前年の途中で就職・転職した場合は、申請時現在の月収などを参考にして1年間分を推算して記入する。 *収入がない者については0と記入する。(空欄は不可) *端数の処理については、1万円未満切捨とする。(例 1,239,000円→123万円)																																				

●育英資金貸与申請書の記入例 (前のページに記入上の注意を記載)
 ※太線で囲まれた部分に記入・押印してください。

別記
 様式第1号 (第3条関係)

※一般に○

育英資金の種類	※ 一般・ き地	区	※ 高校・高専・専修高等・大学・短大・専修専門
希望する貸与月額	48,000円	分	※ 自宅・自宅外 ※在籍する学校種別に○

希望する貸与月額を記入。

育英資金貸与申請書

※通学形態により○(自宅外通学であるが、自宅の貸与月額を希望する場合は、自宅を選択可能)

宮崎県教育委員会 殿 平成 28 年 ○ 月 ○ 日

アパートや寮の場合は、建物の名称・棟番号・部屋番号も記入。

宮崎県育英資金の貸与を受けたいので、宮崎県育英資金貸与条例施行規則第3条により申請します。

学校名	※ 国公立 私立	※ 全日制 定・通	学部	学科	学年	修業年限
宮崎橋大学	私立	定・通		情報○科	1	4
フリガナ	本人氏名	(住所) 〒○○○-○○○				
ミヤザキ サクラ	宮崎 さくら	延岡市○○町1丁目1番地				
生年月日	平成 ○年 5月 1日	△□アパートA棟1号室				
保証人 (保護者等)	宮崎 太郎	電話 0982-○○-○○○				
		自宅外通学を希望する場合は、寮 や下宿先の住所を記入。				

本人と保証人の印鑑は違うものを押印してください。

申請理由

※申請理由は、できるだけ詳しく、必ず本人又は保証人が記入すること。
 ※離職・就職については、その年月日と現在の状況を詳しく記入すること。

緊急申請のみ記入 1. 事由の生じた年月 (年 月) 2. 希望する貸与時期 (年 月)

就学者以外の家族	氏名	続柄	年齢	※同居別居の別	所得の種類	収入・売上金額 万円	所得金額 万円
	宮崎 太郎	父	45	(同・別)	給与	500	①
宮崎 花子	母	43	(同・別)	事業(営業)	120	②	
宮崎 花美	祖母	68	(同・別)	年金	70	③	
宮崎 三郎	弟	3	(同・別)			④	
				同・別		⑤	
	合計所得金額					①~⑤の計	⑥
就学者	氏名	続柄	年齢	※設置者	在学学校名	※通学別	控除額 万円
	宮崎 一郎	兄	17	国公・私立	〇〇高等学校	自宅・自宅外	⑦
	宮崎 二郎	弟	14	国公・私立	〇〇中学校	自宅・自宅外	⑧
				国公・私立		自宅・自宅外	⑨
				国公・私立		自宅・自宅外	⑩

差し引く金額	ア 本人の就学者控除	⑪
	イ 母子・父子世帯	⑫
	ウ 障がいのある人がいる世帯	⑬
	エ 主たる生計維持者が別居している世帯	⑭
	オ 長期に療養を必要とする人のいる世帯	⑮
	カ 火災・風水害または盗難などの被害を受けた世帯	⑯
	⑦から⑯の控除額合計	⑰
学校 確認欄	⑥-⑰ 所得金額	⑱
県教委認定欄	世帯人員 () 人 収入基準額	⑲
	認定所得金額	⑳

必ず記入。
 (未就学児を除く)

※印のところは、該当するものを○でかこむこと。

「育英資金貸与申請願」(本人記入用)

学 校 名 宮崎橋大学
学 年 1年
氏 名 宮崎 さくら

宮崎県育英資金の申請にあたり、あなたが考えていることを記入してください。

1. 学校生活について、どのような計画や目標を持っていますか。

(学習について)

※学校で学びたいこと

※特に力を入れていきたいこと、取りたい資格 など

(部活動や学校外での活動について)

※部活動での目標

※地域で参加している活動 など

2. 将来の設計について記入してください。
(現時点で希望している進路や目標について)

※卒業後に進みたい進路

※将来やりたいこと、職業 など

※申請書と一緒に学校へ提出してください。

別記

様式第1号 (第3条関係)

育英資金の種類	※ 一般・へき地	区	※ 高校・高専・専修高校・大学・短大・専修専門					
希望する貸与月額		分	※ 自宅・自宅外					
育英資金貸与申請書								
宮崎県教育委員会 殿			平成 28 年 月 日					
宮崎県育英資金の貸与を受けたいので、宮崎県育英資金貸与条例施行規則第3条により申請します。								
学校名	※ 国公立 私 立	※ 全日制 定・通	学 部	学 科	学 年	修業年限		
フリガナ 本人氏名	印	※ 男 女	(住所) 〒 - - - - -					
生年月日 年 月 日			電話 - - - - -					
保証人 (保護者等)	印	(住所) 〒 - - - - -				電話 - - - - -		
申請理由								
	緊急申請のみ記入 1. 事由の生じた年月 (年 月) 2. 希望する貸与時期 (年 月)							
同一生計の家族	就学者以外	氏 名	続柄	年 齢	※同居別居の別	所得の種類	収入・売上金額 万円	所得金額 万円
					同・別		①	
					同・別		②	
					同・別		③	
					同・別		④	
					同・別		⑤	
合計所得金額 ①～⑤の計							⑥	
就学者	氏 名	続柄	年 齢	※設置者	在学学校名	※ 通学別	控除額 万円	
				国公・私立		自宅・自宅外	⑦	
				国公・私立		自宅・自宅外	⑧	
				国公・私立		自宅・自宅外	⑨	
差し引く金額	ア 本人の就学者控除							⑩
	イ 母子・父子世帯							⑪
	ウ 障がいのある人がいる世帯							⑫
	エ 主たる生計維持者が別居している世帯							⑬
	オ 長期に療養を必要とする人のいる世帯							⑭
	カ 火災・風水害または盗難などの被害を受けた世帯							⑮
⑦から⑮の控除額合計							⑯	
学校	⑥-⑯ 所得金額						⑰	
確認欄	世帯人員 () 人						収入基準額	⑱
県教委認定欄	認定所得金額						⑲	

※印のところは、該当するものを○でかこむこと。

「育英資金貸与申請願」(本人記入用)

学 校 名 _____
学 年 _____
氏 名 _____

宮崎県育英資金の申請にあたり、あなたが考えていることを記入してください。

1. 学校生活について、どのような計画や目標を持っていますか。

〔学習について〕

〔部活動や学校以外での活動について〕

2. 将来の設計について記入してください。
(現時点で希望している進路や目標について)

※申請書と一緒に学校へ提出してください。

推 薦 調 書

宮崎県教育委員会 殿

平成 年 月 日

学 校 名

学 校 長 名

職印

次の者は、宮崎県育英資金の貸与生として適格であると認められますので、推薦します。

ふりがな 氏 名		性 別	※ 男 ・ 女
学部学科名		学 年	
修 業 年 限		入学年月日	年 月 日
学習成績(5段階)の 評 定 平 均 値	※ 中学校 (.) 高 校 (.) 大 学 (.) 専修学校 (.)	※	1. 自宅通学 2. 自宅外通学
所見欄	所見記入者氏名 ()		
(人物所見)			
(学力所見)			
(家計状況等)			
学校電話		学校担当者氏名	

(記載上の注意事項)

1. ※印のところは、該当するものを○でかこむこと。
2. 中学校予約申請の場合は、学部学科名の欄は記入する必要はありません。
3. 成績欄は、5段階評価により評定平均値を記入すること。
4. 人物所見・学力所見・家計状況等は必ず記入すること。

宮崎県育英資金について

目的

宮崎県育英資金は、将来の有能な人材を育成するため、向学心に富み、優れた素質を有しながら経済的理由により修学が困難な学生又は生徒に対して、育英資金を貸与する制度です。

育英資金は貸与（借りる）ですので、卒業後に貸与された育英資金を計画的に返還していく必要があります。返還された育英資金が、次の奨学生に貸与されることになります。



育英資金の種類・申込資格

希望する育英資金の条件を全て満たし、学校長が推薦する方

一般育英資金	へき地育英資金
本人が高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）、高等専門学校、専修学校（高等・専門課程）、大学、短期大学に在学していること。	本人が高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）、高等専門学校、専修学校（高等課程）に在学していること。
本人の主たる生計維持者が宮崎県内に居住していること。	本人の主たる生計維持者が規則で定める宮崎県内のへき地に居住していること。
向学心に富み優れた素質を有しながら、経済的理由により修学が困難であること。	

貸与月額

育英資金の種類、学校種別及び通学方法の別に3つの区分から選択できます。貸与月額は裏面のとおりとなります。

申請時期・手続き

在学採用	予約採用	緊急採用
募集期間：3月から4月下旬	募集期間：8月中旬から9月下旬	募集期間：随時
高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程)・大学・短期大学・専修学校(専門課程)に在学している学生又は生徒が対象となります。	高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程)へ進学を希望する中学3年生が対象となります。	生計維持者等の失職・勤務先の倒産・破産・死亡・病気又は、火災・風水害等による家計急変のため、緊急に修学資金を必要とする学生又は生徒が対象となります。
育英資金の申込は、在学する学校を通して行います。		

貸与月額表 (単位:円)

種類	学校種別・通学の方法		貸与月額 (年額)				
			区分①	区分②	区分③		
一般 育英 資金	高等学校 高等専門学校	国公立	自 宅	18,000(216,000)	14,000(168,000)	9,000(108,000)	
			自宅外	23,000(276,000)	18,000(216,000)	12,000(144,000)	
		私 立	自 宅	30,000(360,000)	23,000(276,000)	15,000(180,000)	
			自宅外	35,000(420,000)	27,000(324,000)	18,000(216,000)	
	大 学	国公立	自 宅	44,000(528,000)	33,000(396,000)	22,000(264,000)	
			自宅外	50,000(600,000)	38,000(456,000)	25,000(300,000)	
		私 立	自 宅	53,000(636,000)	40,000(480,000)	27,000(324,000)	
			自宅外	63,000(756,000)	48,000(576,000)	32,000(384,000)	
	短期大学	国公立	自 宅	44,000(528,000)	33,000(396,000)	22,000(264,000)	
			自宅外	50,000(600,000)	38,000(456,000)	25,000(300,000)	
		私 立	自 宅	52,000(624,000)	39,000(468,000)	26,000(312,000)	
			自宅外	59,000(708,000)	45,000(540,000)	30,000(360,000)	
	専修学校	専門課程	国公立	自 宅	44,000(528,000)	33,000(396,000)	22,000(264,000)
				自宅外	50,000(600,000)	38,000(456,000)	25,000(300,000)
			私 立	自 宅	52,000(624,000)	39,000(468,000)	26,000(312,000)
				自宅外	59,000(708,000)	45,000(540,000)	30,000(360,000)
		高等課程	国公立	自 宅	18,000(216,000)	14,000(168,000)	9,000(108,000)
				自宅外	23,000(276,000)	18,000(216,000)	12,000(144,000)
私 立			自 宅	30,000(360,000)	23,000(276,000)	15,000(180,000)	
			自宅外	35,000(420,000)	27,000(324,000)	18,000(216,000)	
八ヶ地 育英 資金	高等学校 高等専門学校 専修学校(高等課程)	国公立	自 宅	27,000(324,000)	21,000(252,000)	14,000(168,000)	
			自宅外	38,000(456,000)	29,000(348,000)	19,000(228,000)	
		私 立	自 宅	34,000(408,000)	26,000(312,000)	17,000(204,000)	
			自宅外	45,000(540,000)	34,000(408,000)	23,000(276,000)	

返還

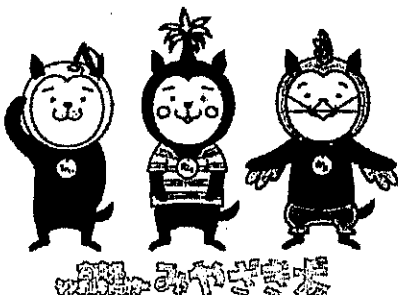
貸与終了後6か月経過後に返還が始まり、貸与を受けた期間の4倍の期間以内(20年を限度)での返還となります。

育英資金を借り終えた後は、必ず返還しなければなりません。返還金は、後輩が利用する育英資金の大切な財源となります。

ただし、返還開始後、進学、疾病等により返還が困難な場合には、返還猶予(返還の先延ばし)を申請することができます。

なお、育英資金は、無利息ですが、返還が始まった後、期限までに返還を行わない場合には、年7.6%の割合で延滞利息を支払うことになります。

また、約束どおりに返還されない場合には、貸与総額の一括返還を請求し、裁判所へ支払督促を申し立て、最終的には強制執行の手続きを行う事になりますので、卒業後の返還計画もしっかりと立ててください。



宮崎県育英資金のお問合せは、
在学する学校又は下記担当までお願いします。

宮崎県教育庁財務福利課 育英資金担当

電話：0985-32-4472

宮崎県育英資金貸与事業

検索

大学・短大・専修学校（専門課程）修学支援制度

【宮崎県】

宮崎県における大学等奨学金貸与制度には、宮崎県育英資金のほかに下記のものがあります。
なお、全ての制度について返還が必要となります。返還金は後輩の学生・生徒達が奨学金を利用する際の貴重な財源となりますので、返還について十分理解した上で活用してください。
各制度の詳細については、それぞれの制度の実施先へお問い合わせください。

母子父子寡婦福祉資金

貸与限度額（無利子） (円)

対象となる方

ひとり親家庭の母または父で、現在子を扶養している者、またはその子

■ 修学資金

修学に必要な資金を貸与

■ 就学支度資金

入学金、教科書、被服の購入などに必要な資金を貸与

		区分	自宅	自宅外
修学資金	大学	国公立	45,000	51,000
		私立	54,000	64,000
修学資金	短大 専修 (専門)	国公立	45,000	51,000
		私立	53,000	60,000
支度資金	大学 短大 専修 (専門)	国公立	370,000	380,000
		私立	580,000	590,000

H28. 2. 1現在

※修学資金は月額

対象校：大学、短期大学、専修学校（専門課程）

募集時期：修学資金は随時。就学支度資金は入学式前

申込窓口及び問合せ先：（宮崎市にお住まいの方）

宮崎市子育て支援課（0985-21-1765）

（宮崎市以外にお住まいの方）

県福祉こどもセンター、児湯福祉事務所、西臼杵支庁福祉課

返還期間：原則として修学期間の4倍以内

備考：修学資金については宮崎県育英資金との併用不可

限度額は上の表から変更される可能性あり

公益財団法人宮崎県奨学会奨学金

貸与月額（無利子） (円)

対象となる方

次の条件にいずれも該当する方

①宮崎県に本籍を有する者、又は本人の主たる生計維持者が宮崎県内に居住している者

②平成28年4月に大学に入学した者（在学生についても認める場合あり）

対象校：大学

募集時期：3月～5月頃（各大学に申請書を配布）

申込窓口：在学する大学

採用人数：5名程度

返還期間：貸与を受けた期間の3倍以内

備考：他の奨学金との併用不可

（ただし、給付型の奨学金と併用可）

（問い合わせ先）

宮崎県教育庁財務福利課内
公益財団法人宮崎県奨学会
電話：0985-26-7235

◆ 裏面も御覧ください。

日本学生支援機構奨学金

貸与月額（平成27年度の場合）（円）

対象となる方

- 第一種（無利息）
学力基準：評定平均3.5以上
家計基準：詳細は日本学生支援機構のホームページへ
- 第二種（利息付）
学力基準・家計基準の詳細は日本学生支援機構のホームページへ
- 入学時特別増額貸与（利息付）
希望により、第一回振込時に10～50万円を増額貸与（有利子）、家計基準：概ね400万円程度以下（4人世帯の給与所得者の場合、大学院は除く）
※家計基準は目安、世帯の人数等により増減

区分		自宅	自宅外	
第一種	大学	国公立	45,000	51,000
		私立	54,000	64,000
	短大 専修 (専門)	国公立	45,000	51,000
		私立	53,000	60,000
※30,000				
第二種	3万円・5万円・8万円・10万円・12万円からいずれかを選択			
入学時	初回基本月額に10万円・20万円・30万円・40万円・50万円からいずれかを増額			
※第一種奨学金は、学校の種類・国公立・通学形態にかかわらず3万円を選択可能 ※第二種奨学金の利率は3%を超えないよう政令で定められている				

対象校：大学、短期大学、専修学校（専門課程）、大学院

募集時期：予約採用・・・高校3年生時の春・秋頃

：在学採用・・・毎年春

：緊急採用・・・随時

申込窓口：在学する学校

返還期間：貸与総額により決定（最長20年）

備考：第一種・第二種・入学時特別増額奨学金の併用可、入学時特別増額貸与奨学金だけの貸与は不可

（問合せ先）

在学する学校

（詳細）

日本学生支援機構ホームページ

(<http://www.jasso.go.jp/>)

生活福祉資金（教育支援資金）

貸与限度額（無利子）（円）

対象となる方

市町村民税非課税程度の低所得者世帯

- 教育支援費
低所得者世帯に属する者が修学するために必要な経費を貸与

- 就学支度費
低所得者世帯に属する者の入学に際し必要な経費を貸与

区分		自宅・自宅外
教育支援費	大学	月65,000以内
	短大 専修 (専門)	月60,000以内
就学支度費		500,000以内

対象校：大学、短期大学、専修学校（専門課程）

募集時期：随時 ※就学支度資金は原則として入学前（3月末まで）

申込窓口及び問い合わせ先：お住まいの各市町村社会福祉協議会

返還期間：貸付金額により4年～13年以内（卒業後6月以内は据置期間）

連帯保証人：原則必要

備考：他の制度（宮崎県育英資金や母子父子寡婦福祉資金等）による貸付けが可能な場合には、他の制度を優先（学科によっては対象とならない場合あり）



※上記の他に、各市町村の奨学金や大学等独自の奨学生制度があります。詳しくは各制度の実施先へお問い合わせください。